

## 各委員から提出いただいた意見一覧

8月23日までに提出いただいた意見についてまとめました。

意見提出委員名は伏せていますが、基本的にはいただいた意見をそのまま掲載しています。文中のページ番号は、前回の審議会でお配りした“資料2”のページ番号です。

また、事務局の注釈を追記していますので、これらを参考にいただき、第7回審議会において対応の決定をお願いします。

### <計画全般について>

- 見直し案（資料2）によれば、第1章の「計画策定にあたって」から第5章の「まちづくりの指標」（10ページ）までが第一次総合計画の基本構想の部分にあたる。そして11ページ以下の第6章「まちづくりの基本施策」が基本計画を構成している。

「第1次野洲市総合計画・改定版」（仮称）では、「構想」と「計画」を一本化することのことだが、特に異論はないが、第6章が膨大になって、バランス的にどうか。

#### （事務局注釈）

今回の見直しでは、基本構想と基本計画を一本化することで計画全体をスリム化する意味もあるので、このままでお願いします。

### <第3章・野洲市の現状と課題>

- 2. 現状と課題 （1）子育て・人権・課題（5ページ）

資料2・5ページ、2 現状と課題（1）子育て・教育・人権で前回指摘のあった「思いやりの心」の件ですが、あらゆる人間関係を考える時欠くことのできない要素であり、子どもの教育にとっては大切なことであると思います。人間としてこうあるべきという道徳は必要でしょう。

#### （事務局注釈）

前回、「思いやりの心」については、「社会性」への置き換えといった意見もありました。「社会性」への置き換えでいかがでしょうか？

- 2. 現状と課題 （2）福祉・安全（6ページ・18ページ）

<安全>の原子力発電所の安全性の項に、福島原発被害などでも想定される「新たな人権問題の発生」について加えてはどうか？もしくは、第6章・

基本目標1・施策5「人権の尊重と恒久平和」の基本事業1で、新たな人権問題への対応の項に、例として福島原発の問題を出してはどうか？

(事務局注釈)

＜安全＞の項目では、危機管理面からの課題整理に留めており、新たな人権問題の発生については、同じく現状と課題(6ページ)の(1)子育て・教育・人権において、新たな課題の発生として提起しています。

また、第6章基本目標1施策5においては、具体的な事例表記は避けたものの、「新たな人権侵害への適切な対応」には、福島原発被害で想定される人権侵害等も想定として含めた方向性の例示と考えていますので、現状でお願いしたいと思います。

## ＜第5章・まちづくりの指標＞

### ●1. 人口フレーム (1) 人口・世帯数 (9ページ)

・人口フレームの考え方

人口フレームで平成32年における見込み人口を5万2500人と設定する。自然増が1000人、政策人口を500人と推定する。その根拠はここ数年、3月～4月に人口が減り5月に急増するというパターンが繰り返されている。これは転勤・転校などによるものと推察する。従って通年では0.02～0.04増で推移している。しかし全国的な少子化はこれからも続くと思われるので、増加率はさらに低下するから過大な見込みは排除すべきと考える。また、世帯数も人口フレームから考えて1万8000世帯が妥当だろう。

一方で、一次計画の政策人口5000人はあまりにも空虚な数字である。住宅団地や大型開発が極めて難しい状況を見ると、ここは極力抑えて500人に設定する。野洲リバーサイドタウンでさえ347戸の住宅建設で人口は約850人増に留まる。市街化区域の拡大もそれほど期待できないだろう。

(事務局注釈)

人口フレームについては、別途審議をお願いする予定です。

## ＜第6章・まちづくりの基本施策＞

### ●基本目標1・施策1 子育て・子育て支援の充実 (12ページ)

現行総合計画38頁に明記されている次の3点が記載されなくなったのはなぜか。

①母体の保護 ②不妊に悩む夫婦への支援 ③犯罪や虐待から子どもを守る

(事務局注釈)

母体の保護と不妊への対応については、次世代育成プランの中で位置づけられており、総合計画では「基本事業1安心して子どもを生み育てられる環境づくり」の中で包括していると認識していますが、審議会として特に個別の記述が必要との判断であれば対応します。

犯罪や虐待からの子どもの保護については、「基本事業2子どもが健やかに育つ環境づくり」で取り上げています。

●基本目標1・施策5 人権の尊重と恒久平和（18 ページ）

基本事業1で「虐待」について取り上げているが、「児童虐待」や「高齢者虐待」などについて具体的に挙げなくてもよいのか？

（事務局注釈）

基本目標1・施策1「子育て子育て支援の充実（12 ページ）」と基本目標2・施策2「高齢者福祉の充実（24 ページ）」においてそれぞれ取り上げており、関連事業としてリンクさせています。

●基本目標2・施策2 高齢者福祉の充実（25 ページ）

基本事業3の介護予防において、「介護者家族への支援」について追加されたい。

（事務局注釈）

事例として追加することに問題はないと思います。審議会として必要との判断であれば対応したいと思います。

●基本目標2・施策4 地域福祉基盤の充実（28 ページ）

個人情報の開示に関してですが私の自治会でも独居老人が増えつつあり民生委員や自治会でも困っていることも多々あります。

国の決まりと言えれば仕方ないかもしれませんが地方の時代と言われている昨今弱者保護のためにも独自に決まりを設けるのも又良いのではないのでしょうか？

なにか、そんなきっかけは見つからないのでしょうか？

意見とは言えませんが切なる思いです。

（事務局注釈）

個人情報の保護については、地方の権限において自由にできる問題ではなく、本人の意思を尊重しながら、自治会や市民との連携の中で方策を見出す必要があります。そのため、総合計画では、28 ページの基本事業2の主な取り組みで「自治会活動などを通じた地域内の連携や信頼関係の構築と情報共有」といった方向性を示させていただいており、具体的な取り組みについては、今後分野別計画の中で議論されるのが望ましいと思います。

●基本目標3・施策1 商工業の振興（35 ページ）、

#### 基本目標4・施策3 温暖化対策への取り組み（47 ページ）

資料2・35 ページ「施策1 商工業の振興」および47 ページ「施策3 温暖化対策への取り組み」の基本事業体系の四角枠内の表現文が異なるが、またそれぞれの施策体系の表現文とも異なるが、あえてそうされたのか。

他の部分は全て同じ表現文になっていると思うが、同じスタイルに統一してはどうでしょうか。

（事務局注釈）

いずれも誤りのため、修正します

#### ●基本目標3・施策3 地域資源を生かした観光の振興（39 ページ）

資料2・39 ページ「施策3 地域資源を生かした観光の振興」の施策の目標の表現文ですが、野洲の魅力を発信するまちをめざすのではなく、心身を癒してもらえるまちをめざすのが目標ではないでしょうか。

（事務局注釈）

観光において「地域の魅力の発信」は必要と考えます。全体の流れからすると文面の「心身を癒してもらうことにより」を「心身を癒してもらうとともに」に修正してはどうでしょうか？

#### ●基本目標5・施策1 均衡ある土地利用の推進（53 ページ）

資料2・53 ページ「施策1 均衡ある土地利用の推進」基本認識の下から3行目の「すべての人の参画と合意に基づいて」とあるが、實際上「すべての人」の参画・合意が得られるものなのか、あるいは「すべての人」の参画・合意が必要なのか。不勉強でその辺りのことがわかりませんが、「すべて」という表現が気になります。

（事務局注釈）

さまざまな場面を想定したとき、総合計画で「すべての人」と言い切ってしまうことについては、正直なところ不安が残ります。大切なことですが、現実には困難な場合も多々あり、「地域住民」に置き換えてはどうでしょうか。

#### ●基本目標5・施策1 均衡ある土地利用の推進（53 ページ）

（第5章まちづくりの指標・2. 土地利用の方向性（9ページ）とも関連）

・新しい都市拠点整備について

第3章（5）都市基盤のなかで指摘されているように、快適でうるおいのある市街地の形成に向けた取り組みが必要である。なかでも都市機能や市民活動拠点機能の集積と並んで『新しい都市拠点整備』に向けた検討が必要としている。これはイメージとして駅前整備（アサヒビール跡地の利活用）と並んで、懸案となっている吉地・西河原地区を「副都市」と位置付けた第1次案の構想をすすめる、と読み取れ

る。これを受けた形で、第5章まちづくりの指標（2）で北部市街地としての整備と適切な土地利用を促進する、としている。「副都市」という言葉の定義を議論しないまま審議は進んできたが、旧中主町の一部の住民はかつての中心地である同地区への郷愁があり、再活性化を望んでいる。しかし地元での具体的な取り組みはなく、ただ“待ち”の姿勢である。とはいえ、80平方 $\text{km}$ のまちに行政機能まで備えた副都市は不要である。従って北部市街地と言い換えて、にぎわいと活性化策を検討すべきとした方向性は妥当である。ただ、この課題について審議会ではみんなで議論をしていない、あるいは確認をしていない。メンバー全員とは言わないが、少なくとも複数の賛否の意見がないと単なる言葉だけに終わってしまう。他の項目でも同様だが、特定の人が深く読みこんで意見を述べると、事務局とのキャッチボールで文言を訂正したり削除・追加するだけで、議論に私も含めてみんなが参加しないまま終始してきた。これは審議会の進め方、活性化の課題でもある。

このことは後述する「庭園的都市機能」の定義でも言える。

#### （事務局注釈）

吉地・西河原地域の位置づけについては、審議会全体の共通認識となるよう、現状改正案も含めてそのあり方を議論いただきたいと思います。

### ●基本目標5・施策1 均衡ある土地利用の推進（53 ページ）

・庭園的都市空間の扱い、あるいは定義について

見直し案のページ52 基本目標5「うるおいとにぎわいのある快適なまち」の中で、豊かな自然環境と快適な都市環境が調和する「庭園的都市空間」の形成を進め、とある。第1次総合計画でも明示されているこのテーマこそ、野洲市のあるべき都市像だと私は考えてきた。従って審議会の冒頭にこのテーマのフレーム内容をみんなで議論し、定義付けをして方向性を確認してから各論に入るべきだったと今も思っている。

言うまでもなく野洲市はJR野洲駅を中心とする都市機能の集積ゾーンと三上山や野洲川の自然、それと旧中主町の田園風景、これの調和を図ることが将来のあるべき都市像だと考える。そのイメージに沿うのが庭園的都市空間であり、野洲市全体のイメージとすべきである。従って施策1、均衡ある土地利用の推進の項〔基本事業体系〕の②で「庭園的都市の拠点としてのJR野洲駅周辺地域の整備促進」は「玄関口」とし、1つのポイントと位置付ける。

また、再度ここで北部市街地における広域幹線道路整備や適切な土地利用の促進が打ち出されているが、旧中主町の住民以外はどうしても関心度が薄い。しかし野洲市全体の都市像をつくり上げていく上でこれでいいのかを再確認しておく必要がある。

#### （事務局注釈）

野洲市における「庭園的都市空間」の形成の是非については、部会の中で議論はありましたが、計画の根本に関わる部分なので、審議会全体の共通認識と

なるよう確認をいただきたいと思います。

JR野洲駅周辺の位置づけが、庭園的都市の“拠点”か“玄関口”かについては、基本目標4・施策1「ふるさとの景観の保全と創出」において、JR野洲駅を市の“玄関口”と位置づけており、統一性を持たせる意味においても“玄関口”でいかがでしょうか。

※基本目標6に対する意見については、最終に掲示しています

## <第7章>「計画の進捗管理の方法について」

### ●計画の進捗管理の方法について

誰が検証するのか、その主体が不明確である。また、現行計画では「行政評価」があるが、見直し案ではそれが見当たらない。

狭義の「行政評価」への見直しがあるとしても、「行政評価」そのものはなくなる。例えば、市長のマニフェストの進捗状況は、定期的に検証されており、これも行政評価である。マニフェスト評価を総合計画への検証に活用することも可能と考えられ、他にも「行政評価」は実行可能なはずである。

### ●計画の進捗管理の方法について（下線部分が修正提案箇所）

#### 1、進行管理の視点

……、施策の目標、基本事業における方針管理について、目標値と進捗過程における差異の要因分析と対策・政策や方針の見直しを検証します。

具体的な……、それぞれの個別計画であっても、方針や目標値と大きな乖離があり、影響されると判断された場合は、基本事業の進捗管理下に置くものとする。

#### 2、指標の取り扱い

……、平成 25 年度に中間目標値を設定しているが、年次後との進捗管理下で、中間目標値達成不可能と判断された場合は対策計画の立案、計画の見直し、又は改廃を検討する。

#### （事務局注釈）

第7章については、別途事務局修正案を提示します。

## <その他>

### ● 前回の資料6・地域ごとにめざす姿

「地域ごとにめざす姿」は各地域で充分論議されたものではないということであ

り、今回は答申に入れるべきではないと思います。

(事務局注釈)

前回審議会で会長判断により掲載しないことになったと認識していますが、再度全体で確認願います。

● 前回の資料5・評価指標一覧

一覧表にしたことは、「見直し」という意味でも、市民に知ってもらうためにも、検証するためにも、望ましい。

「現状値」は、平成19年時点を指しており、平成23年時点の数値があれば、なお望ましいが、それが不可能であったとしても、「見直し」をしている以上、平成23年時点の評価・評論はしておくべきと考える。例えば、「指標の設定」そのものや「目標数値」の妥当性や現実性についてコメントしたり、さらに有効な指標があれば、設定を追加したりすることも必要であろう。

(事務局注釈)

指標設定の手法が住民アンケートであるため、現時点では加除や論評を行うための根拠が乏しいと考えています。改めてデータを収集（住民アンケートの実施等）した上で指標の検証を行うといった方向性を位置づけておきたい。

## <第6章・基本目標6>

※ 基本目標6については、意見が多数出されており、会議での集約が困難とされます。以下に意見を紹介しますが、個々への対応ではなく、全体を総括して事務局修正案を別途提示します。

● 基本目標6 市民と行政がともにつくるまち

現行基本構想の第7章、6「市民と行政がともにつくるまち」の扱いについて改定版では「まちづくりの基本施策」に移行しており、部会審議に委ねられている。見直し案（資料2）ではその部分が欠落しているが、その扱いはどうなるのか。

(事務局注釈)

部会ではなく全体で審議いただくため、前回審議会では資料3として別に提案をさせていただきました。最終的には一本にまとめます。

● 基本目標6 市民と行政がともにつくるまち

「まちづくりの基本理念」及び「人権・環境の視点と協働の手法」の位置づけ  
現行計画15頁に章立てされている「まちづくりの基本理念」がある故に、「人権・環境の視点と協働の手法」が、現行計画では項目ごとに記述されている。見直し計

画では、項目ごとの記述は一律に削除されたが、現行計画の理念は生きているはずであり、それにもとづく視点と手法でもって見直し作業が進められてきていると判断している。したがって、それに応じた編集が必要である。

結論から先に述べるなら、次のとおりである。

現在の見直し案<資料2>5頁「(4)まちづくりへの取り組み」を、一項目としての扱いから、「第4章 まちづくりの基本理念」としての位置づけに戻し、「まちづくり基本条例」の理念にもとづき総合計画の見直しを行っている旨、明記すべきである。そして、現行計画同様、「人権」「環境」「協働」をもって、計画策定されている旨も記述すべきである。

加えて、「協働の手法」を具体的に記述するところとして、「基本目標6」が位置づけられる。したがって、「基本目標6」においては、現行計画策定後に実行が進んでいる「市民と行政との協働」が、その進展の現状を踏まえて記述されなければならない。既に協働体制は、「市民と行政」といった単純な二元論ではなく、「市民団体と市民団体」「自治会と市民団体」「行政と市民団体と自治会」「企業と市民団体」「同業組合と市民団体」等々、多角的な機能をもって、その「協働」が既に実行されるようになってきている。「基本目標6」は、その現実を踏まえて記述されなければならない。なぜなら、それは現行計画の成果でもあるからである。

以上の結論に至った経過は次のとおりである。

「コミセンやす」の市民懇談会であった、ある市民からの発言を重視すべきと強く感じた。それは、「大震災があった年の総合計画見直しである。まちづくりとして精神的支柱が求められており、それを明らかにしてほしい」というような内容であったと記憶している。野洲市には市民にとっての精神的支柱はないのかと改めて思い巡らしたが、野洲市はその誕生後まもなく「まちづくり基本条例」を市民参画のもとで制定しており、これこそが住民自治の基礎として求められているものであり、既に市民によって、それは存在していたのである。全国に1700ほどの市町村があるが、その内、まちづくり基本条例のある自治体は、未だ200足らずに過ぎない。野洲市は、早期に市民の精神的支柱を備えることができている。すなわち、同基本条例の制定過程と制定後において、市民への働き掛けが十分でなかったがために「まちづくり基本条例」のある野洲市であることを、多くの市民が未だ承知していない現状があり、そこにこそ問題があるのである。

その問題を解決するための道標となるのが、「基本目標6」の「施策2」を中心とした全施策（施策1～4）である。

#### **（事務局注釈）**

**まちづくりの基本理念については、第4章の中でまちづくり基本条例に委ねることを位置づけていきます。**

**そのため、できればまちづくり基本条例をどこかで掲示したいと思います。**



## ●基本目標6・施策1 市民活動の促進

「協働」が多角的に実行されている現状を踏まえて記述されなければならない。

## ●基本目標6・施策1 市民活動の促進（下線部分が修正提案箇所）

〔基本認識〕

野洲市には、・・・・・・・・、今後ますます住民による住民のための自助・共助の役割を担う必要があります。

一方、・・・・・・・・。そのため、・・・・・・・・積極な支援組織が基本となります。  
自治会活動についても、・・・・・・・・住民が主体となって地域の課題に取り組む地域社会・・・、

### ①市民活動の意識の高揚と認識

市民活動に関する情報提供を充実していくとともに、市民が市民活動に参画する認識を深め、住民主体となって活動するきっかけづくりを推進します。

### ②活動の機会と場づくり

〈想定される主な取り組み〉

- ・行政が担ってきた公的サービス業務の仕分けとして、市民活動団体へのシフト計画と参画の促進。

## ●基本目標6・施策2 市民との情報共有の推進

資料3・5 ページ「施策2 市民との情報共有の推進」① 広報の充実（想定される主な取り組み）障がいのある人・高齢者への配慮はあるが、外国人への情報提供の配慮も必要ではないか。

## ●基本目標6・施策2 市民との情報共有の推進

情報共有のために何を使うかという、ツールばかりが述べられており、何を共有すべきかが述べられていない。

まさに「まちづくり基本条例のある野洲市」であればこそ、共有すべきものとして、少なくとも次の3項目がある。

- ①「まちづくり基本条例のある野洲市」であることと、その意義
- ②「計画・構想」の策定プロセスへの市民参加機会の保障
- ③「審議会・委員会」情報の一元的広報

※ 議会への市民参加の中心は、議員選挙と議会傍聴である。議会は、議会日程が事前に広報され、議会結果も広報されている。行政への市民参加の中心は、市長選挙と「審議会・委員会」への参加及び傍聴である。参加及び傍聴を保障するのは同基本条例第20条に定められているが、「いつどこでどんな委員会がどんな議案で開催されるのか」が事前にわからないので、市民にとって実際に傍聴のしようもないというのが現状である。また、野洲市には70ほどの「審議会・委員会」があるが、委員を公募しているのは、わずか12のみにとどまっている。「審

議会・委員会」の意義はおろか、その存在すら知らないという市民が大多数であろうと推察している。

### ●基本目標6・施策2 市民との情報共有の推進（下線部分が修正提案箇所）

〔施策の目標〕

市民が……、様々なまちづくりについてそれぞれの立場でともに語り合い、創出できる仕組みづくりを目指します。

〔基本認識〕

市民協働のまちづくりを……、市民の意見が個と全体のまちづくりに反映される仕組みとして、個別(学区)の効果的協働業務、全体(市)の効率的役割を業務の仕組みが必要となります。

〔基本事業体系〕

#### ①広報の充実

多様なインタフェースに沿ったメディアを活用し、……。

#### ②広聴と傾聴の充実

市民の一人ひとりの意見や市政に対する……、能動的な広聴、傾聴を推進します。

〈想定される主な取り組み〉

- ・市政に関する意見窓口・意見公募や
- ・住民主体のまちづくりをサポートする仕組みづくりの検討 など

### ●基本目標6・施策3 長期的展望に立った財政運営

十分に共有できていない財政情報として、次の3項目は明記すべきである。

#### ①負債総額の現在高の公表と説明

#### ②予算編成過程における定期的な市民説明会の開催（既に実施はされている）

#### ③新地方公会計制度にもとづく「財務4表」の公表と説明

### ●基本目標6・施策3 長期的展望に立った財政運営（下線部分が修正提案箇所）

〔施策の目標〕

安定した市政の運営を保障するために、自助、共助、公助の業務を仕分けしながら、必要な財源を確保する。

市民との協働・連携や……。

#### ①効率的で計画的な財政運営

コストパフォーマンス感覚と……効果的,効率的な行政サービスの……。

〈想定される主な取り組み〉

- ・コストパフォーマンス感覚を……
- ・市民と……視野に入れた効果的,効率的……

#### ②財源の確保と適切な資産管理

地域循環型経済の産業の振興や、……

●基本目標6・施策4 効果的・効率的な行政運営

「効果的」と「効率的」との両者の意義を十分に踏まえて表現すべきである。「効果的・効率的な」との表題であるから、「効率的」より「効果的」に、重きがあると考えられるが、見直し案は「効率的」を乱発している文章表現になっている。何を求められているのかを、吟味する必要がある。市民は、やみくもな「効率」を求めてはいない。

●基本目標6・施策4 効果的・効率的な行政運営（下線部分が修正提案箇所）

〔基本認識〕

厳しい状況の中で、複雑化多様化する行政サービスに対する事業仕分けを一般公開し、見やすく、分かりやすい自助、共助、公助の事業仕分けを効果的・効率的な視点で行う。

職員の対応能力・・・。